

# 寝屋川市交通安全都市推進委員会 議案書

寝 屋 川 市

## 令和5年度 寝屋川市交通安全実施計画（案）

### はじめに

本市における令和4年の交通事故状況は、前年と比較して件数、死者数、負傷者数共に減少していますが、交通事故発生件数は794件、負傷者数945人、死者数1人となっております。

なお、市内の保育園、幼稚園、小学校1年生を対象として実施している「交通安全教室」や小学校3年生、中学校1年生、高校生、市職員を対象として実施している「自転車安全利用講習会」など、交通安全の意識やマナーを向上する取組みを引き続き進めてまいります。

また、近年、高齢ドライバーによる交通事故が連日報じられるなど、高齢者への交通対策が社会問題化しており、交通事故を未然に防ぐため、運転免許証の自主返納の促進や「乗合い事業」についても力を入れて取り組んでまいります。

寝屋川市交通安全都市推進委員会では、寝屋川市交通安全実施計画に基づき、市民や各関係団体の協力のもと、幅広い交通安全運動を展開し「市民の生活を守る」ことを使命として、交通事故のない社会、安全で安心して暮らすことのできるまちを実現するため、総合的な取組みを推進してまいります。

## 運動の重点・スローガン

～ ねやがわ 交通マナーを高めよう！ ～

### 【交通死亡事故の防止】

しっかりと ルール守って 事故防止

### 【めいわく駐車・放置自転車の追放】

その駐車 あなたはよくても みんなが困る

### 【公共交通の利用促進】

今日も 必要ですか その車

### 【運動の進め方】

主要行事計画等（別記１）に基づいて、市民運動を効果的に推進することとします。

なお、各運動等では、府内における交通事故の特徴を踏まえ、その都度運動の重点を定め、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し

ながら、効果的に運動等を展開することとします。

## 1. 交通死亡事故の防止

### (1) 市民ぐるみの実践活動の促進

- ① 高齢者による交通事故を防止するため、自治会や老人クラブを対象とした交通安全講習会をはじめ、高齢者交通安全リーダー研修会や、地域交通安全活動推進委員等、地域団体と連携した地域ぐるみによる啓発活動の促進
- ② 自転車利用時の交通ルール遵守のため、市内の小・中学生及び高校生に対し自転車安全利用講習会を実施し、小・中学生には自転車安全運転者証と自転車用ライトを交付
- ③ 歩行者に対して車や自転車の存在を知らせるため、夕暮れ時や雨天時等、ヘッドライトの早めの点灯及び自転車の無灯火運転の防止並びに反射材の活用

～ トワイライトオン運動の推進 ～

- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転をはじめ速度超過、信号無視等の悪質・危険な運転の追放
- ⑥ 家庭・地域・学校・職場等における交通安全実践ポイントの徹底（別記2）
- ⑦ 寝屋川市自転車安全利用条例の積極的な周知活動による、自転車保険の加入促進と、自転車ヘルメットの着用促進

### (2) 広報活動の推進

- ① 各季の交通安全運動及び府内一斉交通安全指導日を中心としたキャンペーンの展開（別記1）
- ② 運転免許証の自主返納を促進するなど、広報ねやがわ及びホームページの積極的な活用とポスター・リーフレット等による

### 広報活動の推進

- ③ 庁舎への懸垂幕等での啓発
- ④ 庁内放送等による交通安全運動期間の周知徹底

### (3) 交通安全教育活動の推進

- ① 未就学児及び小学生を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ② 自転車利用者に対する交通ルールの遵守及びマナーの向上のための指導・教育の推進
- ③ 春・秋における交通安全運転講習会の開催
- ④ 安全運転管理者等による安全運転についての徹底
- ⑤ 交通安全DVDをはじめとした各種教材の活用
- ⑥ 自転車安全利用講習会後に小学校3年生及び中学校1年生に対して自転車用ライトの交付
- ⑦ 交通安全講習会による交通安全教室の開催

### (4) 道路交通環境の整備

- ① 道路交通環境改善のため、必要に応じて防護柵や道路照明灯、道路反射鏡、発光式交差点中心鉾、区画線等の路面表示等による交通実態に即した交通安全施設等の整備
- ② 消えかけている路面表示及び古くなった啓発看板の更新
- ③ 道路不法占拠物件の排除等
- ④ 事故危険箇所及び主要な渋滞ポイントを重点とした交通安全施設等の協議等
- ⑤ 地域住民や関係機関と連携した交通安全総点検の実施
- ⑥ 自転車による事故を未然に防止することを目的とした「自転車レーン」の整備

## (5) 交通指導取締り活動の強化

- ① 事故多発路線・交差点における重大事故に直結する速度超過、信号無視、飲酒運転及び横断歩道における歩行者妨害等に対する指導取締りの要請
- ② 関係機関との連携による、自転車利用者の法令違反に対する指導・啓発活動等

## 2. めいわく駐車・放置自転車の追放

### (1) めいわく駐車防止・追放実践活動の推進

- ① 寝屋川市めいわく駐車防止に関する条例に基づき、めいわく駐車防止・追放の啓発活動を寝屋川警察署と連携し、積極的に推進
- ② めいわく駐車防止重点地域に指定している京阪寝屋川市駅周辺に交通指導員を配置し、めいわく駐車ドライバーへの指導、チラシ等による啓発・駐車場への誘導をはじめ、悪質な車両等については寝屋川警察署へ取締り要請を行い、めいわく駐車防止・追放を図る
- ③ 安全運転管理者等による適正な駐車管理の徹底
- ④ 駐車監視員制度により、めいわく駐車が原因となる交通事故の防止

### (2) 駐車環境等の整備

- ① 集客性のある商業施設の設置者に対し大規模小売店舗立地法や寝屋川市開発事業に関する指導要綱により必要に応じて駐車場等の確保及び交通誘導計画等の資料提出を求め指導
- ② 地域の道路交通実態に応じた駐車禁止規制の要請

- ③ 放置自動車等の早期撤去による交通環境の保全

### (3) 放置自転車対策の推進

- ① 歩行者及び身体障害者の安全確保と市民のモラルを高めるため、自転車等を放置させないように、街頭啓発・指導の実施
- ② 自転車等放置禁止区域における放置自転車等の追放
- ③ 商業施設設置者に対し、買い物客用自転車駐車場の整備指導及び交通誘導員の配置を指導
- ④ 自転車安全利用のための交通安全教育を実施し、放置自転車の禁止について周知徹底

## 3. 公共交通の利用促進

### (1) ノーマイカーデーの推進

- ① 広報ねやがわの積極的な活用と庁内放送による運動の周知徹底
- ② 安全運転講習会開催時におけるノーマイカーデーの周知と啓発
- ③ 企業・事業主、安全運転管理者等による指導のほか、会議・会合等あらゆる機会を通じての啓発活動の推進

### (2) 公共交通への利用の促進

- ① 周辺市と連携したバス路線が一目でわかる「ねやがわ交通タウンマップ」による周知啓発及びバス路線の利用促進を図る。
- ② 利用者の利便性を向上させるべく、乗合い事業やバス利用促進事業を推進

## 別記 1

## 令和 5 年度 主要行事計画

| 主 要 行 事 計 画                          | 期 間                   |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 春の全国交通安全運動                           | 5月11日(木) ～ 5月20日(土)   |
| 夏の交通事故防止運動                           | 7月 1日(土) ～ 7月31日(月)   |
| 秋の全国交通安全運動                           | 9月21日(木) ～ 9月30日(土)   |
| 踏切事故防止キャンペーン                         | 11月 1日(水) ～ 11月10日(金) |
| 自転車マナーアップ強化月間<br>(駅前放置自転車クリーンキャンペーン) | 11月 1日(水) ～ 11月30日(木) |
| 年末の交通事故防止運動                          | 12月 1日(金) ～ 12月31日(日) |

## 府 内 一 斉 交 通 安 全 指 導 日

- ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日 … 毎月 8 日
- 近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 … 毎月 15 日
- 高齢者交通事故ゼロの日 … 毎月 15 日
- シートベルト着用徹底の日 … 毎月 15 日
- ノーマイカーデー、めいわく駐車・放置自転車追放デー … 毎月 20 日  
(8月は21日)

## 全 国 統 一 行 事

- 交通事故死ゼロを目指す日 … 5月20日、9月30日
- シートベルトの日 … 4月10日
- バイクの日 … 8月19日

## 広 報 啓 発 イ ベ ン ト

- 春の全国交通安全運動初日キャンペーン … 5月11日(木)
- 2023 おおさか交通安全ファミリーフェスティバル  
… 9月23日(土・秋分の日)

## 歩行者

- 信号は必ず守ろう
- 横断歩道を渡ろう
- 横断歩道を渡る時は自動車運転者に「目と手で合図」しよう（ハンドサイン）
- 夜間は明るい色の服装をし、カバン等に反射材をつけよう
- スマートフォン等の操作など注意力が散漫になる行為はやめよう



## 自転車利用者

- 自転車安全利用五則を守ろう
- 1 車道が原則、左側通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用
- 自転車の放置はやめよう
- 自転車保険に加入しよう
- ながら運転はやめよう



## 家庭・地域・学校

- 家庭で飲酒運転について話し合おう
- 保護者や大人が子供の手本になろう
- 「車に気をつけて」等、声を掛け合おう
- 交通安全教室を開催しよう
- めいわく駐車や自転車の放置はやめよう



## トワイライトオン運動

- 夕暮れ時には、早めにヘッドライトをつけよう
- 自転車利用者は、夜間は必ずライトをつけよう
- 歩行者・自転車利用者は、夜間は明るい色の服装をし、カバン等に反射材をつけよう



## 二輪運転者

- 信号は必ず守ろう
- 交差点等では必ず安全確認をしよう
- 曲がり角やカーブの手前では減速しよう
- 割り込み、すり抜けはやめよう
- ヘルメット、プロテクターを必ず着用しよう



## 自動車運転者

- 飲酒運転はやめよう
- スピードを落とそう
- 信号は必ず守ろう
- 全ての座席でシートベルトを必ずつけよう
- 幼児を乗せるときはチャイルドシートを正しく着用させよう
- めいわく駐車はやめよう
- 運転中の携帯電話の使用やカーナビ等の注視はやめよう
- 横断歩道の手前では減速しよう
- 横断する歩行者がいれば「お先にどうぞ」と手で合図をしましょう（ハンドサイン）
- ドライブレコーダーを活用しよう



## 職場

- 飲酒運転を追放しよう
- マイカー通勤は自粛しよう
- 過積載の防止等安全運行を徹底しよう
- 安全運転管理、駐車管理を徹底しよう
- めいわく駐車追放等モデル事務所の宣言をしよう
- 交通安全教室を開催しよう

